

4月1日から 市の組織が変わります

☎ 政策企画課 ☎ 238

市では、令和3年度からスタートする第6次基本構想および第1期基本計画を着実に推進するとともに、現行の問題や課題に対し、効率的・効果的な組織とするため、令和3年4月から新たな組織体制を構築し、市民サービスの向上を図ることとしました。以下、主な変更点と組織の全体像をお示しします。

部などの再編成

●経済環境部の新設

市内経済の活性化を促進するため、経済施策に関する部署を独立させ、環境施策を担う部署と同じ部にすることで、経済と環境のバランスを保ちながら持続可能なまちづくりを推進します。

●名称の変更

業務の移管などに合わせ、業務内容がわかりやすく伝わるよう、部の名称を変更します。

総合政策部 → 政策財務部

自治振興部 → 協働推進部

市民生活部 → 市民部

まちづくり推進部 → 都市整備部

課などの再編成

①危機管理課を新設

災害を含め、危機管理全般に迅速に対応するため、危機管理監を単独で配置し、危機管理課を新設します。

②総務部に公共施設マネジメント課を新設

公共施設等について、総合的かつ統括的に管理および運営するため、公共施設マネジメント課を新設します。

③政策財務部にシティプロモーション課を新設

富士見市のファンを増やし、にぎわいを創出するため、シティプロモーション課を新設し、戦略的にシティプロモーションを推進します。

④協働推進部に文化・スポーツ振興課を新設

教育委員会からスポーツに関する事務(オリンピック・パラリンピック関連事業を含む)を市長部局へ移管し、スポーツによる心身の健全な発達の促進と交流の活性化を図るため、文化・スポーツ振興課を新設します。

⑤経済環境部に産業経済課・農業振興課を新設

現在の産業振興課を、商工業を担当する産業経済課と農業を担当する農業振興課に再編することで、市内産業の推進体制を強化します。

⑥都市整備部に都市計画課を新設、まちづくり推進課を再編

現在のまちづくり推進課の業務を、都市計画や公園などに関する業務を担う都市計画課とシティゾーンや水谷柳瀬川ゾーンなど今後の拠点整備を担うまちづくり推進課に再編し、推進体制を強化します。

▶①により、安心安全課を廃止

▶②により、管財課を廃止

▶③、④により、地域文化振興課を廃止

▶⑤により、産業振興課を廃止

事務取扱の変更

①契約や入札、工事検査に関する業務を契約検査課から総務課に移管します。

②防犯(安心安全課)、交通安全(交通・管理課)に関する業務を協働推進課に移管します。

③多文化共生、国際交流に関する業務を、人権・市民相談課から文化・スポーツ振興課に移管します。

④母子保健(健康増進センター)、児童虐待(障がい福祉課)、子育て支援センター(保育課)に関する業務を子ども未来応援センターに移管します。

⑤犬の登録および狂犬病予防に関する業務を、健康増進センターから環境課に移管します。

⑥生産緑地に関する業務を、産業振興課から都市計画課に移管します。

⑦駐輪場、駐車場、道路占用・境界確認などに関する業務を、交通・管理課から道路治水課に移管します。

⑧公共交通(市内循環バス含む)に関する業務を、交通・管理課から都市計画課に移管します。

▶①により、契約検査課を廃止

▶②、⑦、⑧により交通・管理課を廃止

| 部など | 課など | 主な業務/所管する施設 |
|----------------|-----------------------|---|
| 危機管理監 | 危機管理課 | 防災、災害対策、国民保護、その他の危機管理 / ○新河岸川河川水防センター |
| 総務部 | 総務課(選挙管理委員会) | 条例規則、情報公開、個人情報保護、統計、選挙、契約、入札、工事検査 |
| | 秘書広報課 | 秘書、渉外、広聴、広報 |
| | 職員課 | 人事、定員管理、給与、研修、福利厚生 |
| | 公共施設マネジメント課 | 公共施設マネジメント、庁舎管理 |
| | 営繕課 | 市有建築物の営繕 |
| 政策財務部 | 政策企画課 | 重要施策の総合調整、総合計画、地方分権、民間活力の活用、まちづくり寄附、総合教育会議 |
| | 財政課 | 予算編成、財政計画 |
| | シティプロモーション課 | シティプロモーション、地域資源の活用、観光 |
| | ICT推進課 | 情報政策の企画立案、社会保障・税番号制度、オープンデータの提供、ビッグデータの活用 |
| 協働推進部 | 協働推進課 | 町会、コミュニティの推進、地域まちづくり協議会、市民参加・協働、NPO、防犯、交通安全 / ○市立集会所 |
| | 文化・スポーツ振興課 | 文化芸術、スポーツ、多文化共生、国際交流、オリンピック・パラリンピック / ●市民文化会館キラリ☆ふじみ、●市民総合体育館、●富士見ガーデンビーチ、○運動公園・第2運動公園・びん沼公園ミニ野球場 |
| | 人権・市民相談課 | 人権、同和対策、男女共同参画、市民相談、消費生活 |
| | | ○ふじみ野交流センター、○ピアザ☆ふじみ、○鶴瀬西交流センター、○みずほ台コミュニティセンター、●針ヶ谷コミュニティセンター |
| 市民部 | 市民課(出張所) | 住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、住居表示、一般旅券の発給、個人番号カード / ○南畑出張所、○水谷出張所、○西出張所(サンライトホール)、○水谷東出張所、○みずほ出張所、○ふじみ野出張所 |
| | 保険年金課 | 国民健康保険、国民年金、高齢者医療 |
| | 税務課 | 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、各種税証明 |
| | 収税課 | 市税・国民健康保険税の収納・徴収、納税証明 |
| 子ども未来部 | 子育て支援課 | 子育て支援の総合調整、少子化対策、いじめ防止等対策、子どもに係る医療・手当、ひとり親家庭等の福祉 |
| | 保育課 | 保育所等、放課後児童クラブ、児童館 / ○公立保育所(6か所)、●関沢児童館、●諏訪児童館、●ふじみ野児童館、●放課後児童クラブ |
| | 子ども未来応援センター | 妊娠・出産・子育てに係る総合相談、母子保健、子どもの貧困、児童虐待、ファミリーサポート・センター、子育て支援センター |
| | ○みずほ学園 | |
| 健康福祉部 | 福祉政策課 | 福祉施策の企画・総合調整、地域福祉、生活保護 / ●市民福祉活動センター |
| | 高齢者福祉課 | 高齢者の福祉、介護保険、高齢者の権利擁護、老人クラブ / ●老人福祉センター |
| | 障がい福祉課 | 障がい(児)者福祉、障がい者の手当・医療費の支給、障がい者の虐待、障がい者の差別解消 |
| | 健康増進センター | 保健指導、食育推進、介護予防、がん検診、自殺予防、歯科口腔保健、感染症等予防 / ○いきいきふれあいセンター |
| | 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 | 新型コロナウイルス感染症に係る生活支援、総合相談など |
| 経済環境部 | 産業経済課 | 商工業、地域経済対策、企業誘致、買物支援、多様な働き方、勤労者福祉 |
| | 農業振興課(農業委員会) | 農業振興、土地改良事業、地産地消 / ○南畑ふれあいプラザ |
| | 環境課 | 環境保全、地球温暖化防止、公害防止、資源循環、ごみの減量化、犬の登録および狂犬病予防 |
| 都市整備部 | 都市計画課 | 都市計画、公共交通、緑地の保全、公園、湧水の保全、生産緑地 |
| | まちづくり推進課 | 土地区画整理、シティゾーン、水谷柳瀬川ゾーン、水谷調節池の周辺整備、びん沼自然公園の整備、湧水の整備 |
| | 鶴瀬駅周辺地区整備事務所 | 鶴瀬駅西口土地区画整理事業、鶴瀬駅東口土地区画整理事業 |
| 建設部 | 道路治水課 | 道路・河川、防犯灯、放置自転車対策 / ●市立自転車駐車場、○市立自動車駐車場 |
| | 建築指導課 | 建築確認、開発許可、住宅、空家・空き地対策 |
| | 下水道課 | 公共下水道、排水設備工事、荒川右岸流域下水道 |
| | (水道事業管理者)水道課 | 給水、水道料金、浄水場・配水場 |
| 会計管理者 | 会計室 | 現金・有価証券の出納・保管、決算の調整、支出等の審査 |
| 【議会】 | 事務局 | 市議会に関すること |
| 【教育委員会】 教育長 | 教育政策課 | 教育委員会会議、人事、教育行政の重要施策の企画・総合調整、学校施設の維持管理 |
| | 生涯学習課 | 生涯学習、青少年健全育成、文化財保護 / ●中央図書館、●図書館ふじみ野分館、●図書館鶴瀬西分館 |
| | 学校教育課 | 学校教育、通学区域の指定、通学路設定 |
| | 教育相談室 | 教育相談、適応指導教室 |
| | | ○鶴瀬公民館、○南畑公民館、○水谷公民館、○水谷東公民館、○水子貝塚資料館、○難波田城資料館、○学校給食センター、○小学校(11校)、○中学校(6校)、○特別支援学校 |
| 【監査委員】 | 事務局 | |
| 【公平委員会】 | | 併任(監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会) |
| 【固定資産評価審査委員会】 | | |

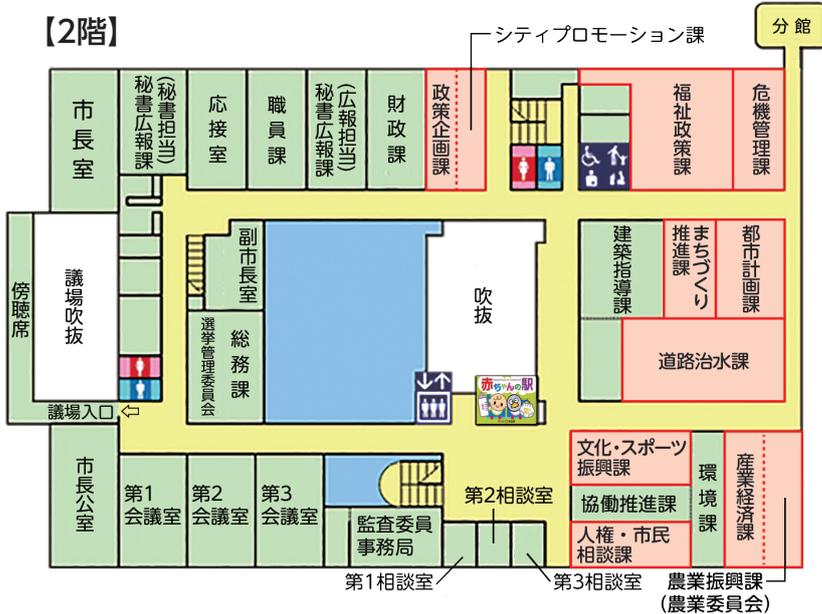
※ ○は出先施設など、●は指定管理者により運営

4月1日から 庁舎内レイアウトを変更します

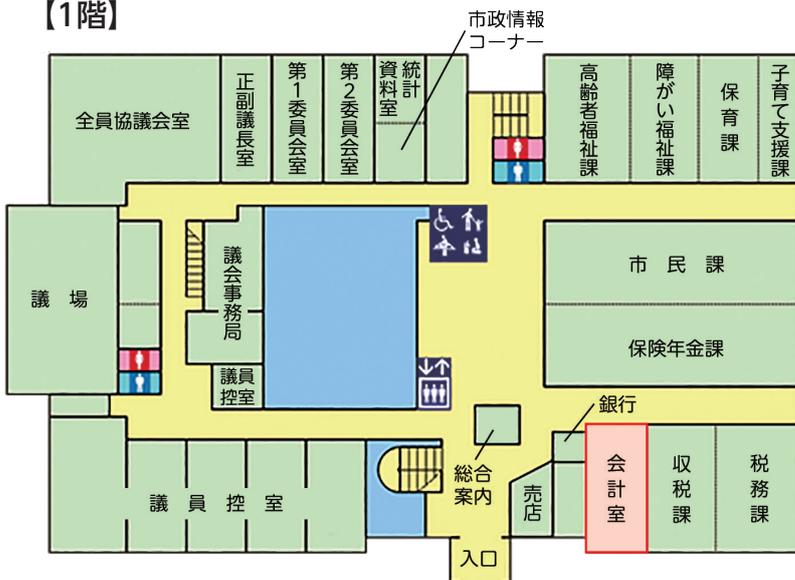
組織改正に伴い、市役所本庁舎と分館の課の配置(レイアウト)を一部変更します。

本庁舎

〔2階〕



〔1階〕



《2階》

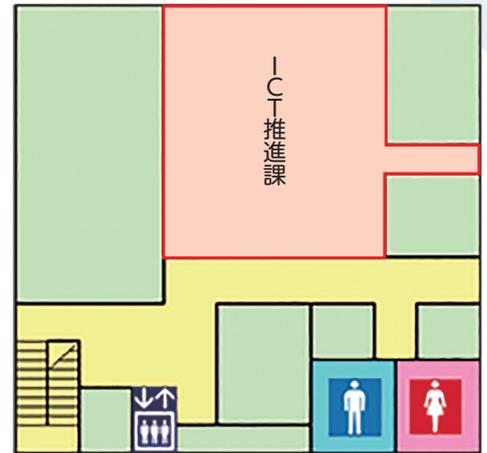
| 新 | 旧 |
|--------------------------------|---------------------|
| 政策企画課、シティプロモーション課(新設) | 政策企画課 |
| 福祉政策課(課名変更) | 福祉課 |
| 危機管理課(新設) | 安心安全課(廃止) |
| 都市計画課(新設)、まちづくり推進課 | 下水道課 |
| 道路治水課 | 交通・管理課(廃止) |
| 人権・市民相談課 | 地域文化振興課(廃止) |
| 文化・スポーツ振興課(新設) | 人権・市民相談課 |
| 産業経済課(新設)、 農業振興課(農業委員会)(新設) | 産業振興課(廃止)、 農業委員会 |

《1階》

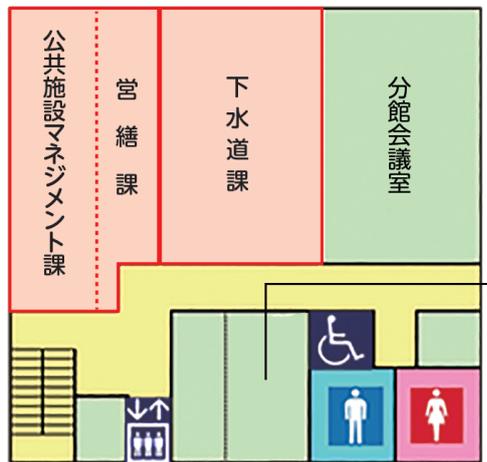
| 新 | 旧 |
|-----------|-----|
| 会計室(室名変更) | 出納室 |

分館

〔4階〕

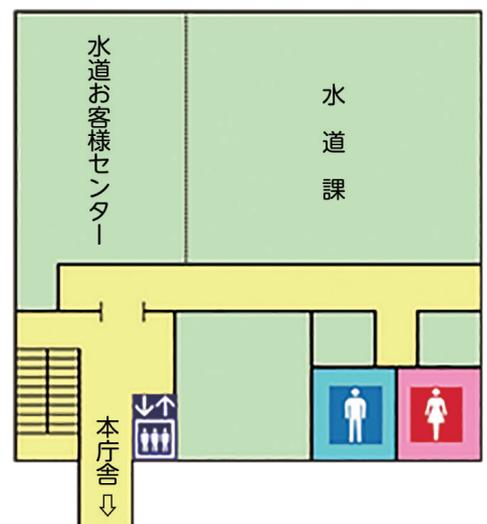


〔3階〕



新型コロナウイルス感染症
緊急生活支援対策室

〔2階〕



《分館》

| 新 | 旧 |
|-----------------|-----------|
| 下水道課 | まちづくり推進課 |
| 公共施設マネジメント課(新設) | 管財課(廃止) |
| 管繕課(新設) | 契約検査課(廃止) |
| ICT推進課(課名変更) | 情報システム課 |

このまちのことが好きだから

令和4年4月1日付採用

富士見市職員採用試験（前期試験）

【申込期間】4月14日(水)～28日(水) 問 職員課 ☎ 218

受験資格など

| 職種 | 採用予定人数 | 受験資格 (①+②) |
|-------------|--------|--|
| 一般事務職 | 6人 | ①学校教育法に定める大学卒業以上の学歴を有する方(※1) ②平成7年4月2日～平成12年4月1日生まれの方 |
| 土木技術職 | 1人 | ①学校教育法に定める短期大学卒業(高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)2年制含む)以上の学歴を有する方(※1) ②平成3年4月2日～平成14年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する方 ・土木関係の専門課程(土木工学などの学部や学科)で専門科目を履修し、卒業した方(※1) ・1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方 ・技術士(建設または上下水道部門)の資格を有する方 |
| 一般事務職(障がい者) | 1人 | ①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②平成3年4月2日～平成15年4月1日生まれで、受験申込み期日までに次のいずれかの手帳の交付を受けている方【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳】 |
| 保育士 | 1人 | ①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②平成3年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する方(※2) |
| 建築技術職 | 1人 | ①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②昭和61年4月2日～平成9年4月1日生まれで、次のいずれかの資格を有する方 【一級建築士・二級建築士・1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士】 |

(※1)令和4年3月卒業見込みの方を含む (※2)令和4年3月末日までに資格取得見込みを含む

試験内容や申込方法など

市ホームページの電子申請・届出サービスからお申し込みください。各職種の試験日や試験内容、受験資格の詳細など、詳しくは受験案内をご覧ください(市ホームページでも決まり次第お知らせします)。

受験案内の配布/3月17日(水)～4月28日(水)

受験案内は、市ホームページ、市役所本庁舎総合案内、職員課、各出張所・公民館・コミュニティセンター・交流センターにあります。

注意事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、試験日などを変更する場合があります。随時市ホームページをご覧ください。
- 前期試験を受験した方は、後期試験を受験できません。
- 採用予定人数は変更する場合があります。
- 前期試験・後期試験のいずれも採用予定日は令和4年4月1日です。

年度末・年度初め 市役所臨時土曜開庁

開庁日／3月27日(土)・4月3日(土)午前8時30分～午後5時15分

通常の土曜開庁課のほか、4課を加えて開庁します(通常の土曜開庁と業務時間延長はP32(裏表紙)参照)。

| 通常の土曜開庁課 ※すべて本庁舎で開庁 | | (市外局番は049) | |
|---------------------------------------|--|---|---|
| 市民課 ☎252-7110 252-7111 | <ul style="list-style-type: none"> 住民異動の届出(転入、転出、転居など) 特別永住者証明書交付に関する手続き 戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡など) 印鑑登録 住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 マイナンバーカードの住所変更手続き パスポートの交付(午前9時～午後4時30分)※申請はできません。 | 税務課 ☎252-7115 252-7116 252-7117 | <ul style="list-style-type: none"> 課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 原付バイクなどの登録・廃車 市民税、固定資産税に関する相談 |
| | | 収税課 ☎252-7118 252-7119 | <ul style="list-style-type: none"> 税の納付・納税相談、口座振替納付申請受付(市税、国民健康保険税) 納税証明書の発行 |
| | | 子育て支援課 ☎252-7104 | <ul style="list-style-type: none"> こども医療費、ひとり親家庭等医療費、児童手当、児童扶養手当の申請受付 |
| 保険年金課 ☎252-7112 252-7114 | <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) 後期高齢者医療保険料の納付・納付相談 国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など) 国民健康保険税に関する相談・申告の受付 | 保育課 ☎252-7105 252-7136 | <ul style="list-style-type: none"> 保育所、放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 ※入所申請は後日面談が必要な場合あり 保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付・納付相談 |

| 上記に加えて開庁する課 ※学校教育課も本庁舎で開庁 | | (市外局番は049) | |
|--|---|--|--|
| 障がい福祉課 ☎④371 252-7101 252-7106 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳(後日面談が必要な場合あり)、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 自立支援医療(精神通院)、重度心身障害者医療費の申請受付 | 水道課 ☎252-7123 252-7124 | <ul style="list-style-type: none"> 水道料金の納付 転入出時の使用開始・中止の受付 場所／分館2階水道お客様センター |
| 学校教育課 ☎④623・626 | <ul style="list-style-type: none"> 転入、転居に伴う学校への手続き ※後日面談が必要な場合あり | 高齢者福祉課 ☎252-7107 252-7108 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の届出(取得・喪失など) 要介護認定の申請受付 介護保険料の納付・納付相談 高齢者向けサービスの申請受付・相談 |

※詳しい業務内容は市ホームページをご覧ください。各開庁課にお問い合わせください。

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合、手続きができません場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

鶴瀬駅西口サンライトホール・西出張所の一時閉鎖

☎西出張所 ☎049-252-2331

公共施設に必要な耐震強度を満たしていないため、3月31日(水)をもって一時閉鎖します。

一時閉鎖後の手続きは、市役所やふじみ野出張所、みずほ台出張所などをご利用ください。

出張所の延長開庁施設の変更(4月～)

西出張所で実施していた毎月最終木曜(祝・休日を除く)の出張所業務時間延長は、3月は西出張所で、4月からはふじみ野出張所で実施します。

※日時などはP32(裏表紙)参照

富士見市ふるさとハローワークが移転します

☎産業振興課 ☎④383

鶴瀬駅西口サンライトホール内では3月19日(金)まで閉館し、3月25日(木)から鶴瀬駅東口整備事務所内で開館します。

【移転先】

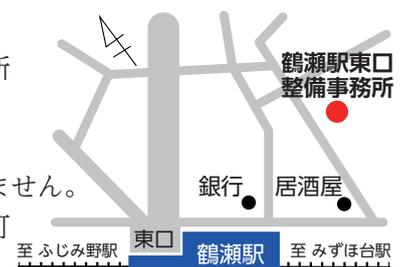
鶴瀬駅東口整備事務所

住所：鶴瀬東1-6-39

☎049-253-8581

※電話番号は変わりません。

※移転期間は利用不可





認知症に関する電話相談を開催します 「富士見オレンジダイヤル」にご相談ください

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7108

下表の高齢者あんしん相談センターで認知症の電話相談ができる「富士見オレンジダイヤル」を開催します。

とき／3月11日(木)・12日(金)正午～午後4時

認知症ケア相談室

在宅で認知症の方を介護している家族が認知症の介護技術などについて相談できる「認知症ケア相談室」を各高齢者あんしん相談センターに設置しています。

| 名称 | 所在地・電話 | 担当地域 |
|-----------------|----------------------------|---|
| むさしの | 南畑新田16-1 ☎049-255-6320 | 東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、大字勝瀬(勝瀬町会)、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部(勝瀬町会)、大字鶴馬(渡戸東町会) |
| ふじみ苑 | 鶴馬3360-1 ☎049-293-1168 | 山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬(前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会) |
| えぶりわん 鶴瀬Nisi | 鶴瀬西2-8-25 ☎049-293-8330 | 鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目(アイムふじみ野町会)、上沢1～3丁目、大字勝瀬(勝瀬西町会) |
| みずほ苑 | 関沢3-23-41 ☎049-256-7423 | 関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、大字水子(針ヶ谷1丁目町会)、大字鶴馬(鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会) |
| ひだまりの庭 むさしの | 水子1882-1 ☎049-268-5005 | 水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、大字水子 |



公共下水道の整備を行っています 排水設備工事の実施と下水道事業受益者負担金の納付のお願い

☎ 下水道課 ☎429

令和3年度に公共下水道が使用可能になる区域
(対象者には公共下水道供用開始通知を郵送します)

勝瀬・水子・東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・鶴瀬東2丁目・鶴瀬西2丁目の各一部

排水設備(水洗化)工事の実施を

公共下水道が使用可能になった区域の方は早めに市指定下水道工事店に依頼し、公共下水道への接続工事をしてください。すでに公共下水道が使用できる区域の方で接続がお済みでない場合は早急に接続工事を実施してください。市指定下水道工事店は市ホームページをご覧ください。お問い合せください。



下水道事業受益者負担金の納付を

公共下水道の整備による生活環境の向上は、不特定多数の方が利用できる道路や公園と違い、整備の実施区域の方だけが利益を受けられます。そこで、実施区域の方に、都市計画法や条例に基づく「受益者負担金」として建設費用を一部負担していただいています。対象者には4月に申告書などを送付します。令和3年度の対象地域／勝瀬・水子・東大久保・上南畑・下南畑・南畑新田・鶴瀬東2丁目・鶴瀬西2丁目の各一部



上下水道に異常があるときに

☎ 水道課 ☎525 下水道課 ☎427

緊急性のある突発的な漏水や下水道管のつまりなどが発生したときは、市が指定する右表の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。簡易な修理は、市が指定する水道工事店や新設時の工事店に依頼してください。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

| 3月の緊急修繕当番店 | | | | | | | |
|------------|----|------------|---------------|----|----|------------|---------------|
| 日 | 曜日 | 工事店名 | 電話番号 | 日 | 曜日 | 工事店名 | 電話番号 |
| 1 | 月 | | | 17 | 水 | | |
| 2 | 火 | 岩田工業所 | 048-472-1026 | 18 | 木 | (有)松崎工業所 | 049-251-3961 |
| 3 | 水 | | | 19 | 金 | | |
| 4 | 木 | 杉山設備工業 | 090-8106-5003 | 20 | 祝 | (有)武井設備 | 049-258-3525 |
| 5 | 金 | (有)神保水道 | 049-253-3515 | 21 | 日 | (有)齊藤水道工業所 | 049-251-1363 |
| 6 | 土 | | | 22 | 月 | | |
| 7 | 日 | 協和工業(株) | 049-252-2188 | 23 | 火 | 岩田工業所 | 048-472-1026 |
| 8 | 月 | | | 24 | 水 | | |
| 9 | 火 | (有)富田設備工業所 | 049-251-1046 | 25 | 木 | | |
| 10 | 水 | | | 26 | 金 | 杉山設備工業 | 090-8106-5003 |
| 11 | 木 | (有)三枝鉄工所 | 049-254-2036 | 27 | 土 | 協和工業(株) | 049-252-2188 |
| 12 | 金 | | | 28 | 日 | | |
| 13 | 土 | (有)吉見水道 | 049-251-8387 | 29 | 月 | (有)富田設備工業所 | 049-251-1046 |
| 14 | 日 | | | 30 | 火 | | |
| 15 | 月 | (有)岡部ポンプ店 | 049-251-5418 | 31 | 水 | (有)吉見水道 | 049-251-8387 |
| 16 | 火 | | | | | | |

管工事業協同組合事務所 ☎049-255-5611(月～金曜午前9時～午後4時)
緊急修繕当番店(午前5時～午後8時)